

令和5年(2023年)12月28日

株式会社 神奈川新聞社
代表取締役社長 須藤 浩之 様

小田原市長 守屋 輝彦

令和5年12月7日、貴社小田原支局の記者より、本市が進める海外展開マーケティング事業について取材を受け、同月8日の神奈川新聞朝刊に「米出張に高額航空席 小田原市長 物産PR、効果に疑問」と題する記事が掲載されました。

本事業の目的は、当市の地場産品を世界に流通させること、市の情報を発信しPRすることを通して新たな販路の開拓やインバウンドの獲得、交流・関係人口の増加を図ることです。

そして、今回のポップアップストアは、販売会ではなく展示を中心としたPRイベントであり、開催期間中の販売額のみを成果と捉えているものではありません。900人ほどが来場し、モノづくりを中心に本市をPRできたこと、その方々を通して更なる情報の拡散も期待されること、トップセールスにより面会した事業者や来場した現地のバイヤー等から市内事業者へ既に商談が寄せられていること、来場者から来日の際には是非小田原を訪問したいとの声をいただいたことなど、様々な効果が得られ始めております。

掲載記事は、取材の際、これらを含め事実を詳細に説明したにも関わらず、市民を始め世間全般に対し、本市を貶めようとする意図を強く感じます。

つきましては、本件記事に対して抗議するとともに、以下の事項について見解を伺いたく、令和6年1月9日(火)までに、文書によりご回答くださるようお願いいたします。

1 表題「米出張に高額航空席」について

今回の渡米については、これまでと同様に、「小田原市職員の旅費に関する条例」、「小田原市職員の旅費に関する条例施行規則」及び「小田原市職員の外国旅行の旅費に関する規則」に則った通常の執行であり、その旨を説明したにも関わらず、市長の判断により特別な選択をしたと受け取れるような記事になっており、本市を貶めようとする意図を強く感じる表現になっているのは何故か。

2 表題「小田原市長 物産PR、効果に疑問」、「売上額も数十万円にとどまる」について

今回の事業に対する評価は、事業目的からして現地での販売額のみをもって判断することはそぐわないと説明したのにも関わらず、本事業の効果として捉えるのがなじまないイベント中の販売額のみを取り立てているのは、公平性・正確性を欠くのではないか。

(事務担当：経済部産業政策課 0465-33-1515)